

家庭用コージェネレーション契約 選 択 約 款

2 0 2 5 年 7 月 1 日

秦野ガス株式会社

目次

1. 目的.....	1
2. 本選択約款の変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定及び通知	2
7. 料金.....	2
8. 単位料金の調整	3
9. 契約の変更又は解消	3
10. 設置確認について	3
11. その他.....	3
付 則.....	4
別 表.....	5
(別表第1) 早収料金及び消費税等相当額の算定方法.....	5
(別表第2) 料金表	6

1. 目的

本選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的かつ経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. 本選択約款の変更

- (1) 当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

本選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する、定格発電電力（機器容量）が1キロワット以上、5キロワット以下の家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

以下のいずれかの条件を満たし、お客さまが希望される場合には、当社に対して本選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 専用住宅で家庭用コージェネレーションシステムを使用する場合
- (2) 1需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款19（4）ただし書きの規定により、ガスメーターを2個以上設置しているお客さまについては、そのガスメーターの能力の合計とします。）が16立方メートル毎時以下の併用住宅で家庭用コージェネレーションシステムを使用する場合

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、本選択約款を承諾の上、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本選択約款に関する契約は、当社が4に基づくお客さまの適用条件を確認した上で、当社が申込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始日から最初の定例検針日が属する月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
ただし、料金の適用開始日と定例検針日が同一の場合は、同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款から本選択約款へ変更した場合には、本選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
なお、変更前の契約期間は、本選択約款への変更の日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約日と同時に一般契約を締結されたお客さまが、同一需要場所で本選択約款の申込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが本選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、申込みを承諾できないことがあります。
ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが本選択約款又は当社（導管部門を含みます。）とその他のガス契約（既に消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定及び通知

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間の末日が暖房期に属する場合には、別表の暖房期料金表を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。また、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、一般契約の料金をその他期料金として、別表の料金表を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日もしくは契約成立以後の初回検針日がガス小売供給約款13（2）①の場合はその検針日とします。初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。
ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時に本選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートルあたり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

63,840円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9604 \\ &\quad + (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0393\end{aligned}$$

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

10. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかに本選択約款に基づく契約を解約し解約日以降、一般契約を適用いたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、本選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年7月1日から実施します。

別 表

(別表第1) 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金、又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定式により算定いたします。
(小数点以下の端数切捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第2) 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,177.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	209.66円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,580.50円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	113.52円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,064.50円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	107.48円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。